令和7年度　所定疾患療養費Ⅱ算定状況について

介護老人保健施設において、ご入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公開いたします。

【算定要件】

1.所定疾患療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態になった入所者に対し、治療管理として投薬・検査・注射・処置等が行われた場合に、1回につき連続する10日を限度とし、月1回限り算定するもので、1月に連続しない1日を10回算定することは認められないものであること。検査等をする介護保険施設の医師が感染症対策に関する内容を含む研修を受講していること。

2.所定疾患施設療養費と緊急時療養費は同時に算定することはできないこと。

3.所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりである。

イ 肺炎　ロ 尿路感染症　ハ 帯状疱疹　ニ 蜂窩織炎　ホ 慢性心不全の憎悪

4.算定する場合にあっては、診断名・診療日・実施した投薬・検査・注射・処置の内容等を診療録に記載しておくこと。

5.請求に際して、診断・行った検査・治療内容を記載すること。

6.当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の状況を報告すること。

【主な治療内容】

病　名	検査　・　治療内容
肺　炎	胸部X-P、投薬、点滴
尿路感染症	尿検査、血液検査、投薬、点滴
帯状疱疹	軟膏等塗布
蜂窩織炎	血液検査、投薬、点滴
慢性心不全の憎悪	胸部X-P、血液検査、注射による薬剤調整、酸素投与

【令和7年度　所定疾患施設療養費の算定状況】

疾患名 / 年月		令和7年度												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
肺炎	人数												1	1
	日数												9	9
尿路感染症	人数		3	1	2	1	2	2		1		2	2	16
	日数		18	5	9	3	9	10		5		9	7	75
帯状疱疹	人数													0
	日数													0
蜂窩織炎	人数	1			2		1	2	1		1	1	2	11
	日数	10			15		8	15	2		6	1	14	71
心不全の憎悪	人数						1							1
	日数						10							10